

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立て手数料をいただきます。<u>この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立て手数料をいただきます。<u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

「普通預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>(追加)</u></p> <p>(以下略)</p>

「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>(追加)</u></p> <p>(以下略)</p>

「納税準備預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>(追加)</u></p> <p>(以下略)</p>